

西村あさひ法律事務所

インドネシア: デジタル対応などに関する銀行規制の改正

アジアニュースレター

2021 年 11 月 24 日号

執筆者:

E-mail✉ [吉本 祐介](#)

E-mail✉ [R. Wisnu Renansyah Jenie¹](#)

E-mail✉ [Miriam Andreta¹](#)

E-mail✉ [Femalia Indrainy Kusumowidagdo¹](#)

COVID-19 のパンデミックは、様々なセクターにおける国民のニーズを劇的に変化させています。金融セクターにおいても、新技術を利用したサービスが使用されるようになっていきます。金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan、以下「OJK」といいます。)は、金融セクターにおいて最先端技術が急速に成長している状況に対応するため、インドネシアの銀行に関する規制を改正する以下の3つの新しい規制を制定しました。

- (i) 商業銀行に関する OJK 規制 No.12/POJK.03/2021(以下「OJK 規則 12/2021」といいます。)
- (ii) 商業銀行商品についての一般的なガイドラインに関する OJK 規制 No.13/POJK.03/2021(以下「OJK 規則 13/2021」といいます。)
- (iii) 金融サービス機関における主要関係者の再評価についての OJK 規制 No.34/POJK.03/2018 の改正に関する OJK 規制 No.14/POJK.03/2021(以下「OJK 規則 14/2021」といいます。)

本ニュースレターでは、商業銀行の規制に関する要点について概説した上、この3つの新規制における重要な改正について解説します。

規制の概要

1. 従来の規則と同様に、新規制は商業銀行をインドネシアで設立された銀行(Bank Berbadan Hukum Indonesia、以下「銀行法人」といいます。)と外国銀行支店(Kantor Cabang dikedudukan di Berkedudukan di Luar Negeri)の二つのカテゴリーに分けています。また、すべての銀行商品がリスク管理の対象とされ、その種類に応じて OJK に報告するか、又は OJK の承認を得る必要があります。

2. 外資は、銀行法人の払込資本総額の 99%までを保有することが認められています。他方、外国銀行支店を開設するには、外国銀行の本店が過去3年間、資産ベースで世界上位100行に入っているなど一定の条件を充足する必要があります。

3. OJK 規則 12/2021 は、商業銀行(銀行法人と外国銀行支店の両方)が OJK から2つのライセンスを取得することを要求しています。

- (i) 原則認可(persetujuan prinsip)

銀行法人は設立準備中に、外国銀行支店は開業準備中に、原則認可を取得しなければなりません。原則許可を取得するためには、設立予定者又は支配株主が OJK に、コーポレート計画、リスク管理ガイドライン、作業システム及び手続きなどの必要な書類を提出しなければなりません。

¹ 提携事務所所属

(ii) 事業免許(izin usaha)

商業銀行は、商業活動を開始する準備を整えた上で、事業免許を取得しなければなりません。事業免許を得るためには、銀行法人は最低 10 兆インドネシアルピアの払込資本金の支払い証明を提出しなければならず、外国銀行支店は資本等価維持資産 (CEMA) 全額の支払いを証明しなければなりません。

4. 主要当事者のフィット・アンド・プロパーテスト及び再評価

金融機関の主要当事者の再評価に関する OJK 規則 No.34/POJK.03/2018(OJK 規則 14/2021 により改定され、以下「OJK 規則 34/2018」といいます。)は、OJK が商業銀行の主要当事者に対して、フィット・アンド・プロパーテストを再度受験させることを認めています。

OJK 規則 14/2021 によれば、商業銀行の主要当事者は以下の者等とされています。

- a. 支配株主(議決権を有する商業銀行の発行済株式の 25%以上を所有する株主又は保有する議決権は 25%未満であるが、直接若しくは間接に商業銀行を事実上支配している株主)
- b. 取締役及び監査役
- c. 執行役員(取締役会に直接責任を持つ、又は商業銀行の方針若しくは運営に重大な影響力を持つ商業銀行の役員)

主な変更点

1. デジタルバンク

OJK 規則 12/2021 では、オンラインで業務が行える新しい形態の商業銀行、いわゆる「デジタルバンク」が導入されています。

デジタルバンクとして業務を行うためには、商業銀行は、銀行法人の形態を採らなければなりません。デジタルバンクとして新たに銀行法人を設立することと既存の銀行法人をデジタルバンクに変えることのいずれも認められますが、OJK 規則 12/2021 で定められた以下の要件を充足する必要があります。

- a. 物理的な本社を有すること
- b. 革新的で安全な技術を用いたビジネスモデルを有すること
- c. 慎重で持続可能なデジタル銀行のビジネスモデルを管理する能力を有すること
- d. 適切なリスク管理体制を有すること
- e. 情報技術(IT)に関する能力を有する取締役会を設置すること
- f. 個人情報保護体制を有すること
- g. デジタル・ファイナンス・エコシステムの開発又は金融包摂性の推進に貢献すること
- h. (新たな銀行法人を設立する場合)原則承認申請時に最低 3 兆インドネシアルピアの資本金を有すること

2. 新商業銀行区分

従前の規制では、商業銀行は、自己資本と事業活動(Bank Umum berdasarkan Kegiatan Usaha)に応じて 4 種類に分類されており、各分類ごとに商業銀行が法的にどのような活動を行うことができるかが決められていました。しかし、OJK 規則 12/2021 では、自己資本に応じて、以下の 4 種類(Kelompok Bank berdasarkan Modal Inti、以下「KBMI」といいます。)に分類され、分類ごとに異なる監督を受けることになりました。

- ☐ KBMI 1: 自己資本が 6 兆インドネシアルピア未満の銀行
- ☐ KBMI 2: 自己資本が 6 兆インドネシアルピア以上 14 兆インドネシアルピア未満の銀行
- ☐ KBMI 3: 自己資本が 14 兆インドネシアルピア以上 70 兆インドネシアルピア未満の銀行
- ☐ KBMI 4: 自己資本が 70 兆インドネシアルピア以上の銀行

本改正により、商業銀行は、KBMIにかかわらず、すべての基本的な銀行事業活動/商品の提供又は OJK の承認を得た先進的な銀行事業活動/商品の提供を行うことができるようになりました。以下で説明しておりますように、銀行の商品及び活動は、資本金ではなく関連するリスクに基づいて OJK により承認されることになります。

3. 資本金に基づく銀行商品の承認から リスクに基づく承認へ

- (i) OJK 規則 13/2021 により、OJK は、銀行商品の承認の基準を一定の資本金を有することからリスク管理ができているかに変更しました。
- (ii) OJK 規則 13/2021 は、銀行商品を以下の 2 つの主要カテゴリーに分類しています。

a. 基本的な銀行商品

- (i) 融資(penyialuran dana)
- (ii) 資金提供(penghimpunan dana)
- (iii) 他の基本的な銀行商品や活動(資金振替、電子マネー、シンプルなデリバティブ取引、ソブリン証券の販売、トラベラーズ・チェック、デジタル金融サービスなど)。

新しい基本的な銀行商品を提供する場合、商業銀行は計画を OJK に報告するだけで足ります。

b. 先進的な銀行商品:

- (i) IT を活用した商品・サービス
- (ii) ノンバンク金融機関が提供する活動又は商品に関連する商品;
- (iii) 他の当局からの承認又は許可を必要とする商品
- (iv) 複雑な性質の商品

先進的な銀行商品を提供するには、商業銀行は OJK の事前承認を得なければならず、OJK はターゲットユーザ、場所などが限定された試験的なレビューを実施します。OJK の承認が得られた後、商業銀行は、先進的な銀行商品を提供することができます。但し、以下の場合は、試験的なレビューを実施する必要はありません。

- a. 他の関係当局の事前承認を必要とする、ノンバンク金融機関による活動又は商品に関連するものである場合
- b. 政府の事業の実施を目的とするものである場合
- c. OJK により、新しい先進的な銀行商品が審査を必要としないと判断された場合

さらに、先進的な銀行商品が IT を活用して開発され、以下の要件すべてを充足する商業銀行に提供される場合、試験的なレビューの免除及び即時承認(OJK が 10 営業日以内に異議を申し立てない場合、商業銀行は直ちに新たな先進的な銀行商品を発売することができます。)という特別なインセンティブが与えられる可能性があります。

- (i) リスク管理申請においてレベル 1 又はレベル 2 に分類されている
- (ii) コーポレート・ガバナンスに関してレベル 1 又はレベル 2 に分類されている
- (iii) 適切な IT インフラ及び IT インフラストラクチャー管理を有している

4. 最低資本金、資産及び CEMA 要件に関する新ルール:

No.	対象	旧規則	新規則
1	最低払込資本金	3 兆インドネシアルピア	10 兆インドネシアルピア
2	原則承認申請時の 最低払込資本金	9,000 億インドネシアルピア	4 兆インドネシアルピア
3	外国銀行支店開設のための 資産所有	外国銀行が資産ベースで世界の上位 200 行であること	外国銀行が過去 3 年間、資産ベースで 世界の上位 100 行であること
		外国銀行が 3 兆インドネシアルピア以 上の CEMA を有すること	外国銀行が 10 兆インドネシアルピア以 上の CEMA を有すること

5. フィット・アンド・プロパーテストの再受験手続きに関する新たな規則

OJK 規則 14/2021 は、フィット・アンド・プロパーテストの再受験手続きを迅速に行うため、特に商業銀行の業務継続又は金融システムの安定を脅かす可能性を発見した場合、OJK 規則 34/2018 が定める一般的な手続きに従うことなく、OJK の単独の裁量で、フィット・アンド・プロパーテストの最終結果を OJK が決定することを可能にしました。

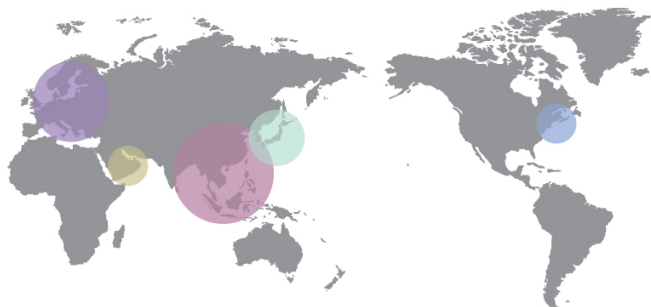
本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇